

官報号外

昭和四十八年四月三日

○第七十一回 衆議院会議録 第二十一号

昭和四十八年四月三日(火曜日)

議事日程 第十七号
午後二時開議
昭和四十八年四月三日

一 生活関連物資の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律案(内閣提出)及び生活関連物資の買占め及び売惜しみに対する規制措置等に関する法律案(松浦利尚君外三名提出)の趣旨説明

二 労働者災害補償保険法の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明
外三名提出)の趣旨説明
二 労働者災害補償保険法の一部を改正する法律案(松浦利尚君外三名提出)の趣旨説明

○本日の会議に付した案件

駐留軍関係離職者等臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

生活関連物資の買占め及び売惜しみに対する規制措置に関する法律案(松浦利尚君外三名提出)の趣旨説明及び質疑

連物資の買占め及び売惜しみに対する規制措置等に関する法律案(松浦利尚君外三名提出)の趣旨説明及び質疑

労働者災害補償保険法の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明及び質疑

(内閣提出)の趣旨説明及び質疑

右
国会に提出する。

昭和四十八年二月九日
内閣総理大臣 田中 角栄

駐留軍関係離職者等臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

駐留軍関係離職者等臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

昭和四十八年四月三日
衆議院会議録第二十一号

駐留軍関係離職者等臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

駐留軍関係離職者等臨時措置法(昭和三十三年法律第百五十八号)の一部を次のように改正する。

第十八条第一項第二号の次に次の一号を加え

二の二 公共職業安定所の紹介により広範囲の地域にわたる求職活動を行なう駐留軍関係離職者に対してその求職活動に要する費用を支給すること。

第二に、駐留軍関係離職者等臨時措置法の有効期間をさらに五年間延長すること。

第一に、雇用促進事業団は、従来の援護業務のほか、新たに、公共職業安定所の紹介により、広範囲の地域にわたる求職活動を行なう駐留軍関係離職者に対して、広域求職活動費を支給すること。

第十八条第二項中「同項第三号」を「同項第二号の二、第三号」に改める。

第二十条中「移転に要する費用」の下に「同項第二号の二の求職活動に要する費用」を加える。

附則第三項中「十五年」を「二十年」に改める。

この法律は、公布の日から施行する。

附 則
理由
駐留軍関係離職者の再就職を促進するため、雇用促進事業団の援護業務の拡充を行なうとともに、今後における駐留軍関係離職者の発生状況にかんがみ、駐留軍関係離職者等臨時措置法の有効期間を延長する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○議長(中村梅吉君) 委員長の報告を求めます。

○議長(中村梅吉君) 駐留軍関係離職者等臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明及び質疑

よって、日程は追加せられました。

○議長(中村梅吉君) 中山正暉君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中村梅吉君) 御異議なしと認めます。

○議長(中村梅吉君) 中山正暉君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中村梅吉君) 御異議なしと認めます。

○議長(中村梅吉君) 委員長の報告を認めます。

社会労働委員長田川誠一君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

○田川誠一君登壇

○田川誠一君 ただいま議題となりました駐留軍

関係離職者等臨時措置法の一部を改正する法律案について、社会労働委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本案は、今後における駐留軍関係離職者の発生状況にかんがみ、雇用促進事業団の援護業務の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律案、及び松浦利尚君外三名提出)の趣旨説明

○議長(中村梅吉君) 内閣提出、生活関連物資の買占め及び売惜しみに対する緊急措置等に関する法律案、及び松浦利尚君外三名提出、生活関連物資の買占め及び売惜しみに対する規制措置等に関する法律案について、趣旨の説明を順次求めま

す。國務大臣小坂善太郎君。

【國務大臣小坂善太郎君登壇】

○國務大臣(小坂善太郎君) 生活関連物資の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律案につきまして、その趣旨を御説明いたします。

最近、世界的な原材料の一時的供給不足、過剰流動性等を背景として、わが国内においても、機的な需要が発生し、これが一部の生活関連物資にも及んでおりまして、これらの物資の価格の高騰は、国民生活の安定にとって重大な脅威となつております。

このような現下の情勢に顧み、政府いたしましては、緊急輸入の促進、政府在庫の放出、商品取引所の規制、過剰流動性の吸収等の諸施策を行なっておりますが、これらもろもろの行政措置によつて、これらを補完するものとして、自由主義経済における企業活動の自由との調整をはかりつつ、行き過ぎた企業活動に対して、これを抑制する措置をとることは、当面の緊急課題であります。

この法律案は、このよき観点から、生活関連物資の価格の異常な上昇を招来するような買占めまたは売惜しみを防止するため、特定物資について、企業に対する立入検査等を行なうとともに、買占めまたは売惜しみを行なっている者に対し、勧告、公表を行なう等の緊急措置を定めることにより、国民生活の安定に資せんとするものであります。

次に、その要旨を御説明申し上げます。

第一は、特定物資を指定することであります。

生活関連物資の価格が異常に上昇しましたは上昇するおそれがある場合において、買占めまたは売惜しみが行なわれるおそれがあるときは、その物資を特別の調査を要する物資として、政令で指定いたします。

第二は、特定物資についての調査であります。

指定された特定物資については、内閣総理大臣及び主務大臣は、その価格の動向及び需給の状況

に關し必要な調査を行なうこととしております。

第三は、買占めまたは売惜しみを行なっている者に対する勧告及び公表であります。

すなわち、内閣総理大臣及び主務大臣は、特定物資の生産、輸入または販売の事業を行なう者が

買占めまたは売惜しみにより、その物資を多量に保有していると認められる場合には、その者に対する勧告及び公表であります。

内閣総理大臣及び主務大臣は、必要な限度において、特定物資の生産、輸入もしくは販売の事業を行なう者に対し、その業務に関し報告をさせ、またはその職員に、これらの者もしくは特定物資を保管していると認められる者の事務所、倉庫等への立入検査等を行なわせることができます。

第五は、価格調査官の設置についてであります。

すなわち、立入検査等の職務を行なわせるた

め、経済企画庁及び主務省に価格調査官を置くこ

ととしております。

以上のはか、罰則等の所要の措置を定めており

ます。

以上がこの法律案の趣旨でござります。

何とぞ御審議の上、すみやかに御賛同あらんこ

とをお願い申し上げます。(拍手)

○議長(中村梅吉君) 提出者松浦利尚君。

【松浦利尚君登壇】

○松浦利尚君 日本社会党、日本共産党・革新共

同、公明党及び民社党四党提出、生活関連物資の買占め及び売惜しみに対する規制措置等に関する法律案につきまして、その趣旨を御説明いたします。(拍手)

最近における卸売り物価の上昇は、残念ながら田中内閣の無策ゆえに、暴騰に一そな拍車をかけ、日銀統計によれば、一月の上昇率は前月比一・五%高、二月は前月比一・六%高、三月は前月比一・七%高と、しり上がりに騰勢が強まり、終戦直後を除けば戦後最高に達し、年頭初から実際に上昇率は五・一%に達しております。

この激的な卸売り物価の上昇が消費者物価に重

大な影響を与え、統計局の発表によつても、三月

は前年同月比九%といふ異常な値上がりとなり、

国民生活に深刻な打撃を与えております。

この原因が田中総理の的はずれな日本列島改造論か

らくる大型財政、金融の超緩和、そして巨額な過

剩流動性にあることは明らかであります。これが

大していることを何人否定できません。大豆、

ソフレムードをつくり出しています。こうした中

で、買占め、売惜しみの投機商法が助長され、拡

大してしまいます。こうした中

で、買占め、売惜しみの投機商法が助

ずからきめられたモラルとしてのルールを守らせること、すなわち、生活関連物資の買占め及び売惜しみに対する規制措置等を定めることにより、国民生活の安定の一助に資することを目的として、この法律案を提出した次第であります。

次に、この法律案の主要な内容について御説明いたします。

第一は、食品、繊維、木材その他国民生活との関連性が高い生活関連物資について、買占め及び売惜しみを、不当な利得を得てはならないこと、また、生活関連物資の価格が異常に上昇したり、上昇するおそれがある場合において、当該生活関連物資の買占めまたは売惜しみが行なわれるおそれがあるときは、政令によって、特別の調査その他の措置を要する物資として指定することとしています。

第二は、内閣総理大臣または主務大臣は、指定した特定物資について、必要な調査、買占め、売惜しみによる当該特定物資を保有している者に対する売り渡し勧告、さらに、勧告に従わなかつたときの公表、さらには、公表にかかる勧告を受けた事業者に対して、必要があると認めるときは、売り渡し命今をすることとしています。

第三に、内閣総理大臣または主務大臣は、必要な限度において、本法の目的遂行のために、事業者に報告をさせ、職員をして立入検査、質問等を行なうことができるとしています。ただし、この場合、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならないこととしています。

第四は、経済企画庁長官は、本法施行に関する主務大臣に対する資料提出及び説明を求めること、都道府県知事は、本法施行に関する意見を申し出ることができます。さらに、政府は、毎年国会に対してこの法律の施行の状況を報告し、その概要を公表しなければならないこととしています。

第五に、本法の施行に関する重要な事項を調査、審

議するために、非常勤委員七名からなる生活関連物資規制審議会を總理府に置き、委員は学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命することとしています。

第六に、立入検査及び質問に関する職務を行なうために、物資調査官を経済企画庁及び主務省に置くほか、内閣総理大臣または主務大臣の権限に属する事項は、政令で定めるところにより、都道府県知事に委任することができるとしています。

第七に、充り渡し命令に違反した者は二年以下の懲役もしくは五百円以下の罰金、または併科、立入検査等に対する違反行為者は一年以下の懲役、または二百万円以下の罰金、また、行為者を罰するほか、その法人または人に対し、それぞれの罰金刑を科する両罰規定を設けております。

以上が、日本社会党・日本共产党・革新共同、公明党及び民社党四党提出の生活関連物資の買占め及び売惜しみに対する規制措置等に関する法律案の趣旨でございます。

何とぞ政府案と対比し、野党四党提出の本法案に対し、皆さんの満場一致の積極的な御審議と御賛同を期待いたしますので、提案を終わります。(拍手)

に対し、若干の質疑を行なうものであります。

(拍手)

政治の要諦は、全国民が安心して生活のできる社会をつくり出すことがあります。最近の地価、株価、物価の高騰は、インフレーションムードをともし、国民生活の安定にとって重大な脅威を与えております。

物価騰貴の原因は、提案理由でも述べられておりましたおり、わが国の国際取支の大額な黒字と、金融機関の民間部門に対する貸し出しの増加を背景とする過剰流動性、並びに世界的な原材料の一時的供給不足が加わって、わが国内においても投機的な需要が発生し、これが一部の生活関連物資にも及んだためであります。

この対策としては、これらの物価騰貴の原因を根本的に解決しなければなりません。

しかしながら、企業の中には、企業倫理を逸脱して、豊富な資金力にものを言わせ、物資の買占め、売惜しみを行なつて、一部特定商品の価格形成をゆがめ、物価騰貴に拍車をかけているものがあります。自由主義経済における企業活動であつても、程度を越えた利益の追求は、それ自体反社会的であり、公共の福祉を害することになります。

かかる事態を憂慮して、わが党は、一握りの間違つた者が、国民生活を営む上で必要欠くべからざる生活関連物資を投機的对象として買占め、売惜しみを行ない、その物資の価格を異常に上昇させることは、自由主義経済体制のもとでも許すことのできない反社会的な行為であると断定をし、去る三月一日、当本会議で政府に対し、かかる行為を排除する策を確立するため、渡辺英曾君

が、今回、政府が、生活関連物資の買占め及び売惜しみに対する緊急措置を確立するため、渡辺英曾君を代表にして、種々質疑を試みたのであります。

が、今回、政府が、生活関連物資の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律案を積極的に提出されたことは、国民の生活の安定を期するためにも當を得た適切な措置であると思ふのであります。(拍手)

まず、田中総理大臣にお伺いをいたします。

第一は、わが国経済運営の基調は、自由主義経済体制であります。民間物資については、行政介入を極力排除いたしまして、競争原理を活用することによって経済の効率化を進め、経済成長と国民福社の向上を重点としてまいっております。

がつて、最近の物価高騰の状況下においても、過剰流動性の吸収や不足物資の供給促進等の諸施策を行ない、あわせて、これを補う意味で、本案に

より法的規制をはかるものと承知をいたしております。この法的規制が、自由なる商取引をいたずらに乱すことになり、自由主義経済の根幹をゆるがすことになつては、角をため牛を殺すの如くともなり、慎重を期せなければならぬところであります。

そこで、総理大臣は、自由主義経済体制と本案による法的規制との調整をどのようにお考えになつて本法案を提出されたのであるか、この御見解を承りたいのであります。

第二番目に、最近の物価騰貴の一因は、世界的な原材料の一時的供給不足と、国民の物資不足に対する心理的な不安感に起因をいたしております。終戦前後の苦しい経験を持つております国民は、物資の不足と物価の騰貴にはきわめて敏感であります。品物が不足しそうだ、値段が上がりそ

うだということになりますと、乏しいさいふをはさむておる状態であります。この姿は、ほんとうにいじらしささえ覚えるほどであります。この物資の先買いが物価の値上がりを誘い、物価の値上がりが買占め、売惜しみを助长し、この悪循環が繰り返されて、だんだん物価が騰貴しているのが現在の姿であります。

しかし、この足りないという品物も、実際に調査をいたしてみると、最近判明いたしましたとく、毛糸製品にしても、あるいは洋服生地にしても、わが国に必要な羊毛の製品量は十分に確保されておるというのが実情であります。

○羽田野忠文君 私は、自由民主党を代表いたしました、ただいま政府提案の生活関連物資の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律案の趣旨説明に対する質疑の通告があります。順次これを許します。羽田野忠文君。

○議長(中村梅吉君) ただいまの趣旨の説明に対する質疑、規制措置等に関する法律案(松浦利尚君外三名提出)の趣旨説明に対する質疑

○議長(中村梅吉君) ただいまの趣旨の説明に対する質疑の通告があります。順次これを許します。羽田野忠文君登壇

○羽田野忠文君 私は、自由民主党を代表いたしました、ただいま政府提案の生活関連物資の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律案の趣旨説明に対する質疑の通告があります。順次これを許します。羽田野忠文君。

いでは、国民の需要に十分にこたえられるだけの供給を確保するということは、ます大前提であります。その確保をした上で、政府は、国民に対して、生活関連物資の需要供給の現状が安心すべき状態であることを、価格の将来についても、先買いや買占め、売惜しみがありさえせなければ、必ず安定した価格供給ができるということを、常に正確な情報を国民に提供して、国民の心理的な安心状態を定着させ、政府の物価政策について、国民的信頼をかちらることが最も大事なことであると考えられます。総理大臣の御所見をお伺いいたします。

次に、愛知大蔵大臣にお伺いいたします。

最近の物価騰貴の一因が、過剰流動性にあるといわれております。政府は、最近前後二回にわたりて預金準備率を引き上げられました。また、大幅な法定歩合の引き上げを行ないました。金融の窓口規制の強化、こういう一連の金融引き締め政策によって過剰流動性の吸収をはかつておることは、きわめて適切な措置であります。なお、引き続き、預金の利率引き上げによって、国民が取得した金を持つることによって価値が下がるようなこと、預金をしておることによって物価上昇に預金利率が見合わないために損をするようなこと、こういう事態のないように、金利政策の面でも十分な配慮が必要であります。

そこで、今まで行ないましたこの金融政策によつて、物価抑制の効果がどの程度に実際に効力をあげ得る確信を持っておられるかどうか、大臣に御見解をお伺いいたします。

第一は、買占め等の商品投機は、単にその商品価格を引き上げるにとどまらず、最終商品等の便

乗値上げを誘発しております。すなはち、原材料価格の高騰を理由に、中間の人工費増を価格に上りせするだけではなく、マージンさえも大幅に上の状態であります。このようなインフレーションを、経済全般に波及させてはなりません。

この際、政府と国民が一体となって、物価上昇を監視することが必要であります。そのためには、政府は、原材料価格の騰貴を各種の施策で防ぐとともに、商品の価格または製品のコスト等について、国民に詳細な情報を提供して、便乗値上昇の実態を明らかにしていくことが肝要であると思われますが、経済企画庁長官の御見解はいかがでござりますか。

第二番目に、法案の内容に入りますが、本法案は、特定物資を指定して、勧告、公表等を行なうこととしておりますが、この特定物資の指定の対象となる生活関連物資の範囲はばくとしておりま

す。政府としてはどのようなものを生活関連物資とお考えになつておられるか、御見解を伺いま

す。

○議長(中村梅吉君)

羽田野君、申し合わせの時間が過ぎましたから、なるべく簡潔にお願いいたします。

○羽田野忠文君(続)

買占めまたは売惜しみを行

します。

○議長(中村梅吉君)

羽田野君、申し合わせの時

間が過ぎましたから、なるべく簡潔にお願いいた

します。

○羽田野忠文君(続)

買占めまたは売惜しみを行

します。

○議長(中村梅吉君)

羽田野君、申し合わせの時

間が過ぎましたから、なるべく簡潔にお願いいた

面からの過剰流動性対策に銳意努力してまいりました。

すなわち、再度にわたる預金準備率の引き上げ、土地開拓融資、商社向け貸し出しの抑制、大商社等を主体とする企業別手形買い取り限度制の創設といったような、きわめてきびしい、またきめのこまかい措置をあわせ実施してまいりました。

そしてさらに今般、公定歩合を〇・七五%といふかつてない大幅の引き上げを実施いたしました。今回は長期、短期金利にわたって貸し出しの引き上げが波及することになりますので、相当に強い引き締めの効果が期待されるところでござります。

しかしながら、中小金融あるいは農業関係その他につきましては、たとえば住宅等につきましても、政府関係の貸し出しの金利というものについては、四十八年度予算で御審議をいたきましたように、金利を引き下げるとは引き続き実行するつもりでございます。

その反面におきまして、御指摘がございましたが、預貯金の金利につきましては、これを相当に引き上げて、貯金の大変なことを、また、物価の動向に対して金を持つことが意味がないといふよう風潮を何とか克服していく一助にいたしたいと考えております。

さらに今後におきましては、貸し出しにつきましては、窓口指導を一段と強化することにしておられますので、一連のこうした金融政策を背景にいたしまして、たとえは都市銀行については、この四月から六月に至る四半期の貸し出しにつきましては、前年実績をかなりの程度に下回る水準に押え得る見込みでございます。

また、企業の手元流動性も、そのかなりの部分が金融機関貸し出しの増加を通じて供給されてまいるものでありますから、金融機関からの貸し出しの規制が本格化してまいりますと、企業の手元流動性の水準は低下するのみならず、手持ちの

資金につきましても安易な支出態度を続けることができなくなりますので、これらの点をあわせますと、流動性の過剰感は急速に薄らいでまいります。私は、これらの施策あるいは効果は、ただいま提案されました法案の実施とあわせまして、物価安定に必ず具体的に好ましい結果を招来するものと確信いたします。

なお、四十八年度予算はこれから実施せられるわけでございます。四十八年度の予算におきましては、低生産部門の生産性の向上、流通過程における諸般の施策、末端において国民消費者に接する方面におきまして、たとえば小売り業者等に対する対策をはじめとして、融資の上でもあるいは税制の上でも、たとえば無担保無保証制貸し付けの創設、あるいは事業主報酬制度の創設といつたような政策が行なわれますし、物価対策に

おける予算が、四十八年度予算の上においては一兆三千億円というような巨額な予算も計上され

ます。そこで、基本的な、生産から流通、消費

を財政面からも期待することが私にはできると信ずる次第でございます。この四十八年度の予算がい

ることといたしまして、同日の物価担当官会議におきましては、価格高騰物資の価格動向と価格安定

対策を公表するとともに、原材料価格の製品コストに及ぼす影響を試算いたしまして、便乗値上げ

阻止のためのP.R.を行なった次第であります。

情報の提供によりまして消費者の不安感をなく

すことといたしまして、同日の物価担当官会議におきましては、価格高騰物資の価格動向と価格安定

対策を公表するとともに、原材料価格の製品コストに及ぼす影響を試算いたしまして、便乗値上げ

阻止のためのP.R.を行なった次第であります。

第二問は、生活関連物資の範囲はどうかということ

であります。

これは具体的に申しますと、生活関連物資と

は、当該物資が家計支出に及ぼすウエート、さら

に日常生活にとっての緊要性、第三に代替物資の

有無というようなものを、国民生活にどの程度重

要度を持っているかということを、総合的に勘案

して判断することになると思います。

第三問は、特定物資を指定し、勧告、公表、立

すなわち、不法なものであるかどうかということ

を説いています。このよ

うな目的的認定が必要でない。すなわち、客

観的に買占めあるいは売惜しみの行為が認定され

れば適用されるということになります。

すなわち、不法なものであるかどうかということ

を審査する、そういう時間を使っている。買いだ

めがある売惜しみがあると考へられれば、直ちに

そこに行つて立入検査をして、そ

れを政府において把握して、そ

うしてその内容

を政府において把握して、そ

うしてその内容

官吏の手による調査ないし検査等が行なえないのに対しまして、この法律におきましては、勧告等の目的で、行政官吏の立入検査について明確な規定を設け、立入検査ができるということにしております。すなわち、犯罪を調べるという形で入りますと、そこに黙秘権といふものが当然出てくるのであります。これは黙秘権を認めないのであります。直ちに行政官が入つていて検査ができるといふ点で、非常に機動的に弾力的に問題に対処し得るという点で、私は、すぐれた実効をあげると考えております。(拍手)

なほ、本法が成立いたしましても、物統令の適用を阻害するものではなくて、物統令の違反の構成要件に該当する者がいれば、司法当局の手で摘発が行なわれることは、これ、もとよりござります。

さような点で、いろいろ御意見がございますけれども、私としては、政府といたしましては、もう一日も早くこの法律を通じていただきたい。この法律を通して、そして、この法律の彈力的、機動的な運用によって、国民の皆さまに安心していただき、国民の皆さまの期待する物価の安定を一日も早く招来したいと考えております。(拍手)

○議長(中村梅吉君) 森井忠良君。

〔森井忠良君登壇〕

○森井忠良君 インフレと投機とギャンブルの渦巻きが、田中総理の日本列島改造論を契機としてますます日本国内に吹き荒れ、国民生活と国民道義を根本から破壊しつつある現状に対し、私は、心からの憤りを込め、日本社会党を代表して、内閣提出、生活関連物資の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律案に対し質問いたしました。(拍手)

まず最初に、基本的な問題について、田中総理をはじめ閣僚に御質問をいたします。

この法案は、その名前が示すとおり、買占め、売惜しみをなくすることが目的であります。

このような法案を出される以上、現在の商品投機がきわめて異常な状態であり、このままで推移すると国民生活に重大な支障を及ぼすと判断され、たからであると存じます。日本の資本主義体制の中では、自由主義経済を指向される自民党政権が、クレードのような骨抜き案にしろ、目に余る商社の反社会的な買占めや売惜しみを規制しようとされるわけですから、それなりの現状認識をされての上であろうと存じます。

一つの例をあげましよう。去る三月二十二日、

東京に全国の大工さんや左官さんが五千人も集ま

りまして、この一年間に倍にも三倍にもなった木

材の値上がりに強く抗議をする大会を持ち、一つ

は政府の無策と、一つは横暴な商社に対して、反

省を求めたわけでござります。この集会には、三

十万人近くの消費者の、マイホームの夢を破られた

ことに対する怒りの署名が集められ、また、異常

な値上がり分の金策に追われ自殺までした大工さ

んの、恨みの声も出されていました。

確かに、木材の暴騰は目に余るものがありまし

て、東京では杉の製材が、昨年七月に一立方メー

トル三万八千円であったものが、四ヶ月後には実

に八万五千円にもはね上がったわけであり、関係

商社はこれで二百億円以上のもうけをしたと聞く

ております。

伴う円切り上げのとき、すでに国際世論に逆行す

る大資本優先、輸出第一主義の日本経済は、福祉

優先の経済へ転換をしなければならなかつたので

あります。労働者の低賃金、長時間労働をやめ、

GNPにふさわしい社会保障を実現し、輸出より

も高福祉、高賃金によって内需をふやす経済へス

タートすべきであつたのであります。

しかるに、政府・自民党は、大資本擁護を改め

ず、ドル・ショックで受けた企業の痛手の手当て

に熱中し、金融緩和、為替差損の補てんから、さ

らには、たとえば鉄鋼業界における粗鋼、中間製

品の不況カルテルを認めるなど、あらゆる手段を

講じてまいりました。加えて、田中内閣になつて

からは、日本列島改造論を打ち上げ、生産第一主

義に大きく拍車をかけたのであります。

その結果、金の裏づけのない、単に紙切れにひ

としいドルがどんどんふえ、ついに現在では百九

十億ドルとなつたのであります。大量のドルを保

有しながら、政府自身ですらこの貨幣価値の不安

をどうぞることもできず、アメリカの言いなりに

なってきたのでありますから、商社、企業による

円の流出は避けることができないはずであります。

るのであります。まさに異常な事態であり、これらの暴利行為は国民生活を破壊する反社会的行為だと思えますが、總理の、商品投機そのものに

ついての御認識を承つておきたいと存じます。

(拍手)

さらに、これら生活関連物資を国民に供給するため商社と接触してこられた通産、農林各大臣から、それぞれ所管の主要品目について、商品投機の現状と対策を御発表願いたいと思うのであります。

さて、田中総理、土地や商品の投機のもとは、しばしば今国会で議論されたとおり、過剰流動性であります。また、その過剰流動性を生んだのは、自民党政権の通貨政策の失敗、ひいては経済政策の欠陥によるものであります。(拍手)

すなわち、一昨年のドル・ショックと、それに伴う円切り上げのとき、すでに国際世論に逆行す

る大資本優先、

輸出第一主義の日本経済は、福祉

優先の経済へ転換をしなければならなかつたのであります。労働者の低賃金、長時間労働をやめ、GNPにふさわしい社会保障を実現し、輸出よりも高福祉、高賃金によって内需をふやす経済へス

タートすべきであつたのであります。

しかるに、政府・自民党は、大資本擁護を改め

ず、ドル・ショックで受けた企業の痛手の手当て

に熱中し、金融緩和、為替差損の補てんから、さ

らには、たとえば鉄鋼業界における粗鋼、中間製

品の不況カルテルを認めるなど、あらゆる手段を

講じてまいりました。加えて、田中内閣になつて

からは、日本列島改造論を打ち上げ、生産第一主

義に大きく拍車をかけたのであります。

その結果、金の裏づけのない、単に紙切れにひ

としいドルがどんどんふえ、ついに現在では百九

十億ドルとなつたのであります。大量のドルを保

有しながら、政府自身ですらこの貨幣価値の不安

をどうぞることもできず、アメリカの言いなりに

なってきたのでありますから、商社、企業による

円の流出は避けることができないはずであります。

また、大蔵大臣からも、商社等の所得の大額な伸びの原因などにつき所見を伺うとともに、この所得は申告によるものであり、暴利による急激な所得増については、きびしい審査が必要だと考えるので、その御意思があるかないか、承つておき

これを、ただ政府の見解において一方的に罰を加えるということはありました。戦時、戦後における物価統制令であり、それは、すなわち、最も一部がきらう総動員法的な性格を持つということでございます。(拍手)このよろんな道を開くと、統制經濟に移行する大きな危険をはらむのであります。裁判によつて、企業の公的責任を果たさせよう誘導することが真の政策であることを御理解いただきたい。(拍手)

それは、ある国では、物資が欠乏しておる国は、わざかな品物を買いだめしても銃殺をするといふ國もござります。そういうような例と現在の日本を直ちに比肩することが望ましくないことは言うまでもありません。

わが国は、自由主義經濟のもとで經濟運営を行なつておりますが、各種の規制等を行なうことには、公衆衛生等の諸施策はあります。そのような意味で、統制を行なわないで、誘導政策を適宜行なうといふことによって、經濟の正常化をはかってまいりうることでございますので、野党提案に賛成をし政府案をひつこめる意思はございません。(拍手)

【國務大臣愛知揆一君登壇】

○國務大臣(愛知揆一君) お答えいたします。

まず第一の私に対する御質疑は、基本的に物価問題に対してどうふうに考へるかという御趣旨であつたと思ひます。私は、基本的には、總需要を適正な水準に保つとともに、円滑な供給体制を整備することであると思ひます。

これをもう少し申しますれば、低生産性部門や流通部門を近代化することである、競争条件を整備することである、輸入政策を積極的に活用するといふような構造政策を強力に進めることが重要

であると思ひます。四十八年度物価関係の予算是、こうした基本的な考え方で編成いたしましたが、撤底した窮屈をせよという御趣旨でござります。

第二に、過去の金融政策についての御批判もあります。お話をございましたが、ただいま總理からもお話をございましたが、わが国の金融市場は、一昨年来、お話をのように緩和基調を維持してまいつたことは御指摘のとおりでございます。これは、わが国の經濟が四十六年末の多国間通貨調整による不況下のデフレーションを克服して、順調な景気回復を達成し得た背景には、あのような金融政策が果たしてきた大きな働きがあつたのであります。

さて御質疑がございましたが、ただいま總理からもお話をございましたが、わが国の金融市場は、一昨年来、お話をのように緩和基調を維持してまいつたことは御指摘のとおりでございます。これは、わが国の經濟が四十六年末の多国間通貨調整による不況下のデフレーションを克服して、順調な景気回復を達成し得た背景には、あのような金融政策が果たしてきた大きな働きがあつたのであります。

あると考へる次第でござります。

ところで、經濟がすでに自律的に拡大基調をたどりつつある現在におきまして、また、國際的な通貨情勢も小康を得つつある段階になりましたので、現下の物価動向をきわめて大きく取り上げまして、經濟運営の姿勢を転換していくことが今日の状況では必要でありますし、したがつて、金融面におきましても、るるしばしば申し上げておりますように、二回にわたる預金準備率の引き上げましたところ、四十七年九月末におきましてから、昨日の大額な公定歩合の引き上げによりますように、二回にわたる預金準備率の引き上げまして、金融に対する今日の体制といふものを確立したつもりでございます。そして、金融の引き締めに対しても、これで大きな徹底した体制と具体的なかまえ方ができたわけでございます。相当の効果がこれによつて発生すると思ひます。

同時に、忘れてならないのは、中小対策、零細な対策でございまして、これについては、先ほども答弁申し上げたとおりでございます。

次の御質疑は、関税に因連する問題でございまが、関税の引き下げについては、まさに、たまたま答弁申し上げたとおりでございます。

次に、羊毛、毛糸、綿糸、生糸につきましては、商社の買占めまたは買い急ぎと疑われることがあります。部分的にはございましたけれども、買占めまたは買い急ぎと疑われることが見受けられました。綿花については、ございません。大豆と木材につきましては、國際的な要因と、それから内需が急増した、そういうようなことに加えて、思惑が入りまして、騰貴いたしました。

これらの大規模法人につきましては、従来から重点的に多くの日数を費やして、多数の人員をもつて、綿密な税務調査等を行なっているところでございますが、今後とも、特に御指摘もありまつたことは御指摘のとおりでございます。この男の洋服の需要は年間八百万着程度だそうです。現在毛糸の在庫は一千万着分ぐらゐあるそうですが、現在毛糸の在庫は一千万着分ぐらゐあるそうです。そういうことが判明してきました。日本人の男の洋服の需要は年間八百万着程度だそうです。そこで、十分配意いたしまして、充実した税務調査等を行なうこととし、厳嵩な課税の適正化をはかつてまいりたい、かように考えておる次第でございます。(拍手)

【國務大臣中曾根康弘君登壇】

○國務大臣(中曾根康弘君) 商社に買占めあるいは投機ありやということでおきますが、三月の十三日から十五日におきまして、通産省で、六大商社について調査を実施いたしました。

四十六年上期から四十七年下期にかけまして調査がございました。そこで、四十六年九月末におきましては、通常の営業に必要な運転資金を上回る、約六千六百億円にわたるきわめて流動性の高い手元資金がありました。そして、四十六年度においては、これらの流動性の高い資金が債券に主として回つて、四十七年にはそれが株式に回り、また四十六年から四十七年にかけて、土地が商品取引として相当対象にされてきたということが判明いたしました。

これらのものは相当な利潤を生んだと認められます。これがこれによつて発生すると思ひます。また、厳格に徵稅行為によつて処置すべきものであると考えます。

次に、羊毛、毛糸、綿糸、生糸につきましては、商社の買占めまたは買い急ぎと疑われることがあります。部分的にはございましたけれども、買占めまたは買い急ぎと疑われることが見受けられました。綿花については、ございません。大豆と木材につきましては、國際的な要因と、それから内需が急増した、そういうようなことに加えて、思惑が入りまして、騰貴いたしました。

それと同時に、供給に対する対応力が欠けていたことが反省されます。いま次第に鎮静に帰しておらぬお話をございましたが、わが国の金融市場は、撤底した窮屈をせよという御趣旨でございました。しかし、これは、いま次第に鎮静に帰しておらぬお話をございましたが、わが国の金融市場は、撤底した窮屈をせよという御趣旨でございました。

これらの大規模法人につきましては、従来からもお話をございましたが、ただいま總理からもお話をございましたが、わが国の金融市場は、一昨年来、お話をのように緩和基調を維持してまいつたことは御指摘のとおりでございます。これは、わが国の經濟が四十六年末の多国間通貨調整による不況下のデフレーションを克服して、順調な景気回復を達成し得た背景には、あのような金融政策が果たしてきた大きな働きがあつたのであります。

さて御質疑がございましたが、ただいま總理からもお話をございましたが、わが国の金融市場は、一昨年来、お話をのように緩和基調を維持してまいつたことは御指摘のとおりでございます。これは、わが国の經濟が四十六年末の多国間通貨調整による不況下のデフレーションを克服して、順調な景気回復を達成し得た背景には、あのような金融政策が果たしてきた大きな働きがあつたのであります。

あると考へる次第でござります。

ところで、經濟がすでに自律的に拡大基調をたどりつつある現在におきまして、また、國際的な通貨情勢も小康を得つつある段階になりましたので、現下の物価動向をきわめて大きく取り上げまして、經濟運営の姿勢を転換していくことが今日の状況では必要でありますし、したがつて、金融面におきましても、るるしばしば申し上げておりますように、二回にわたる預金準備率の引き上げましたところ、四十七年九月末におきましてから、昨日の大額な公定歩合の引き上げによりますように、二回にわたる預金準備率の引き上げまして、金融に対する今日の体制といふものを確立したつもりでございます。そして、金融の引き締めに対しても、これで大きな徹底した体制と具体的なかまえ方ができたわけでございます。相当の効果がこれによつて発生すると思ひます。

同時に、忘れてならないのは、中小対策、零細な対策でございまして、これについては、先ほども答弁申し上げたとおりでございます。

次の御質疑は、関税に因連する問題でございまが、関税の引き下げについては、まさに、たまたま答弁申し上げたとおりでございます。

次に、羊毛、毛糸、綿糸、生糸につきましては、商社の買占めまたは買い急ぎと疑われることがあります。部分的にはございましたけれども、買占めまたは買い急ぎと疑われることが見受けられました。綿花については、ございません。大豆と木材につきましては、國際的な要因と、それから内需が急増した、そういうようなことに加えて、思惑が入りまして、騰貴いたしました。

○國務大臣(小坂善太郎君) お答えいたします。

が、まず第一点は、消費者物価が異常に高騰しているが、これと商品投機との関係いかん、また、これに対する政府の対策いかんということであります。

昨年来、世界的な農産物の不作、海外のインフレ、国内景気の上昇、一部商品に対する投機的な動きなどから飼育り物価が上昇し、その影響もあって、最近、食料、被服などを中心に消費者物価の上昇率が高まっていすることは事実であります。そして、警戒をしなければならないと考えております。

で、行政官吏が立ち入りして検査ができるという点を非常なメリットと考えておるわけでござります。すなわち、今日のようなこうした壳惜しみ、買いだめというのが一部にせよあるということは、はなはだ残念なことで、これは何としても行政的に機動力を発揮し、彈力的に対応する、そういう手段を選ばねばならないと考えたわけでござります。

なお、この法律があるからといって、物統令違

て実効をあげるという必要があるわけでございまして、特定物資の指定を政令で行なうといふいう措置をとっております。そしてなお、主務大臣だけではなくて、総理大臣をも加えまして、政府一体となってこれに当たることにしておりまして、審議会等で甲論乙駁やつているうちに機を失するという点を私どもは考えておる次第でござります。

問題はこれからでござりまするが、三月一六月の間には古々米、政府麦の集中放出を行なう予定にいたしております、また、この価格につきましては、現在検討中でござりまするが、でき得る限り低廉で、そして、この上飼料の値上げに至らざるよう、四月の飼料の値上げについては、全農の協力を得てこれを押えておる実情にござりまする押えてまいつてきたのであります。

うに考へざるを得ないのであります。それに対する対策として、行政指導のほかに、この法律を出してすみやかに御可決をいただきまして、物価対策に遺漏なきを期したいというのが政府の対処策でございます。

る規制をしならうというのが本法案の目的でござります。

その次の質問は、オーストラリアの羊毛やアメリカの木材買付けのように、日本商社が現地の子会社にやらせるという場合、この法律で取り締まるかということになります。

これは、見正の法による三重規制で、専用に規

そこで、私よりはアズキ、モチ米、飼料について申し上げますが、アズキにつきましては、商品取引所の取引の状況からいたしまして投機筋の動いたことは明らかでございましたが、北海道のアズキの放出、それから一万吨の緊急輸入によりございました。

これからは効果があらわれてまいりますので、まず最悪の事態は回避し得たものと、このように存じておる次第でございます。
以上、御報告申し上げます。(拍手)
○議長(中村梅吉君) これにて質疑は終了いたしました。

まれるかどうかといふことであります。この處は、すでに總理からお答えがございましたが、とにかく、今日の自由主義經濟体制のもとにおいて、買占め等を行なつた者に対して、直ちに放出命令を出すとか、あるいは刑罰を科するといふ考え方には問題があると思うのであります。これらの買占め等を行なつた者に対しては、適當な懲罰で充り渡すことを勧告して、これに従わなかつた場合には公表することによって、社会的制裁であらうと考えておるのであります。

これは、現在の法体系は主権の及ぶ範囲に限られておるのであります。外国に存在する外国法人等には、本法案の効力は及ばないことは当然であります。この点は野党案でもまた同じでござります。しかし、効力が及ばないからといって放置するということではなくて、必要な場合には、本法案第三条に基づきまして海外調査を行なうほか、親会社を通して、その過剰流動性の吸収による金融面からの締めつけあるいは他の地域からの輸入促進等、各種の行政措置を講じることによつて、外地法人の投機的弊害がもしあればこれ

まして、市況は現在鎮静化の傾向にござります。モチ米につきましては、本年度の需給の不均衡から商社の動きが見られたのでありまするが、食管法によるところの立入調査をいたし、また、その中の悪質なもの三件は告発をいたしたのであります。また、外国からの一万五千トンの輸入を促進いたしまして、タイ国からの五千トンはすでに到着する段階に至つております。こういふことで、現在、モチ米価格は横ばい状況でござりまするし、今回の苦い経験につとりまして、明年度以降はモチ米については契約栽培をいたしたいと、

労働者災害補償保険法の一部を改正する法律
案(内閣提出)の趣旨説明

○議長(中村梅吉君) 内閣提出、労働者災害補償保険法の一部を改正する法律案について、趣旨の説明を求めます。労働大臣加藤常太郎君。

〔國務大臣加藤常太郎君登壇〕

○國務大臣(加藤常太郎君) 労働者災害補償保険法の一部を改正する法律案について、その趣旨を御説明します。

われわれは、罪人をつくるということが目的ではないんで、潤沢な商品が国民を潤せばよいと考えておるわけでござります。

そういうような点からいいますと、物統令十四条との関係は、先ほども申し上げましたが、物統令でございますと、行政官吏が入つていて調査あるいは検査をするということは、これはできなんないのであります。そこで、本法では、勧告の目的

を除去するよだつとめてまいりたい、こう思つておるわけでござります。

最後の御質問は、野党案では、公正を期するために審議会をつくることになつてゐるが、政府案では審議会を設けていない、この理由は何だといふことであります。

これは、先ほどから申し上げておりますように、非常に機動的に、迅速に、臨機応変に調査を行なつた

思っております。
それから、問題は飼料でござりまするが、こわ
は、国際需給の関係からの影響を受けたのでござ
いまして、そのために、この飼料価格の中心にな
りまするところの全農の建て値において、一月で
三千二百円、三月で四千八百円と値上げをいたしま
ました。しかし、この全農の値上げについては、
安定基金を利用することによりまして、農家に對

い、労働者が通勤の途上においてこうむる災害もまた多くなつてきております。こうした情勢を考慮に通勤災害についても、より手厚い保護を乞うべきであるとの声が関係者の間で強くなつてまいりました。

このようない情勢にかんがみ、労働省は、昭和四十五年一月、通勤途上災害調査会を設置し、通勤

労働者災害補償保険法の一部を改正する法律

労働者災害補償保険法の一部を改正する法律 案(内閣提出)の趣旨説明

保険法の一部を改正する法律案について、趣旨の説明、本文の二点を審査大部書。

説明を求めます 究極大臣加藤常太郎君

○國務大臣（加藤常太郎君） 労働者災害補償保険法の一部を改正する法律案について、その趣旨を

御説明します。

近年
わが国はむける交通事情等の変化に伴
い、労働者が通勤の途上においてこうむる災害も

また多くなつてきております。こうした情勢を背景に、通勤災害についても、より手厚い保護を行

なうべきであるとの声が関係者の間で強くなつて
まゝづまゝじ。

さういふにかかることなく、このよ

十五年二月、通勤途上災害調査会を設置し、通勤

災害に係る諸問題について検討をお願いしたのであります。同調査会は、二年余にわたる審議の結果、昨年八月、通勤災害については業務災害に準じて保護する必要があるという趣旨の報告を劳使公益各側委員全員一致によつて決定し、提出されたのであります。

政府といたましても、この報告の趣旨を全面的に尊重し、銳意検討を進めてまいりましたが、その成案を得ましたので、これを労働者災害補償保険審議会及び社会保障制度審議会に諮問し、それがぞれ了承する旨の答申をいたしました。その結果に基づいて、労働者災害補償保険法の一部を改正する法律案を作成し、ここに提案いたした次第であります。

次に、この法律案の内容の概要を御説明申し上げます。

まず第一は、従来の業務災害に加えて、通勤災害についても保険給付及び保険施設を行なうことができるように、労働者災害補償保険の目的を改正することであります。

第二は、労働者災害補償保険において保護の対象とする通勤の範囲であります。

この法律案では、通勤とは、労働者が就業に関し、住居と就業の場所との間を、合理的な経路及び方法により往復することをいうこととしております。

第三は、通勤災害に関する保険給付についてであります。

通勤災害に関する保険給付の種類、支給事由及び内容は、業務災害に関する保険給付の場合に準ずることとしております。
通勤災害に関する保険給付等に要する費用の負担についてであります。

通勤災害に関する保険料は、事業主が負担することとしており、その保険料は、労働保険の保険料の徴収等に関する法律の規定による労働保険料として徴収することとしております。

なお、療養給付を受ける労働者は、二百円以内の一一定額の一部負担を行なうこととしております。
第五は、通勤災害に関する保険給付の特例についてであります。

保険関係が成立していない事業場の労働者であつて、この法律の施行後に通勤災害をこうむつた者に対しても、保険関係成立後の被災者と同様の保護を行なうため、業務災害に関する保険給付の特例に準じた措置を講ずることとしております。

以上のほか、この法律案においては、その附則において、國家法律について所要の整理を行なうとともに、必要な経過措置を定めております。

なお、施行期日につきましては、公布の日から起算して六ヶ月をこえない範囲内において政令で定める日から施行することとし、この法律案による改正規定は、施行の日以後に発生した事故につ

いて適用することとしております。
以上が労働者災害補償保険法の一部を改正する法律案の趣旨でございます。(拍手)

労働者災害補償保険法の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明に対する質疑
○議長(中村梅吉君) ただいまの趣旨の説明に対して質疑の通告があります。これを許します。村山富市君。

〔村山富市君登壇〕

○村山富市君 私は、日本社会党を代表いたしまして、ただいま趣旨説明のありました労働者災害補償保険法の一部を改正する法律案について質問をいたします。

先月二十日、水俣病裁判の判決がありました。

公害の原点といわれ、争っていたこの裁判は、住民の全面勝訴となつたことは御承知のとおりであります。特に注目に値するのは、その判決文に、「いかなる工場といえども、その生産活動を通じてその環境を汚染、破壊してはならず、いわんや地域住民の生命と健康を侵害し、これを犠牲にすることは許されない」と述べていることであります。これは、戦後一貫をしてとられてきた高度経済成長政策がすべてに優先をして生産活動が推し進められてきた結果であり、人命や生活環境、自然環境の破壊を必然的にもたらしたといふ事例を申し述べ、労働災害に対する総理並びに関係大臣の所見を承りたいと思います。

私の一つは、電電公社における労働災害についてであります。

その一つは、電電公社が施行している工事関係の死亡者には、四十六年に六十三名、四十七年は八十名に及ぶとい

われております。これらの事故は、電柱からの墜落事故、マンホールのガス爆発事故、作業中の交

通事故などであります。

そして、これらの事故の原因は、工事規模が膨大であるのに對し、技術者や安全要員の配置が十分でなく、事前の安全教育訓練が徹底しないこと、工事請負業界の下部構造が三重にも四重にも拡大をされて、保安上の責任が不明確なまま工事が施行されていること、そのために保安の設備が十分でないことなどによると思われるのであります。末端の請負工事の現場では、出かせき労働者が多く、労働基準法も労災法も安全衛生法もその適用効力が及ばず、無法地帯となって、深夜に及ぶ工事が強行されているといふのであります。國が責任をもつてやる工事がこういう現状でよいのかどうか。こうした無責任な事故の多発をそのままにして、新五カ年計画を強行しようとしている電電公社の姿勢は、下請業界のあり方も含めてきびしく追及されなければならないと思います。(拍手)

まして、田中内閣の一枚看板である日本列島改

造が、このような現状を無視して推し進められる

とするならば、單に、土地の価格を急騰させるだ

けではなく、労働災害もまた急増するであります。

山林労働者が使っておるチーンソー、刈り払

い機、石山などで使用されるさく岩機など、振動

の激しい機械を使用することによって起こるのであります。

わが黨の調査によれば、国有林関係で機械を使用しておる労働者一万四千三百九十七名のうち、白ろう罹病者約五千名、病状を訴えている者のうち、そのほとんどが機械要員として使用を続けています。白ろう病も早期に治療すればなるといわれておますが、病状が悪化をしてまいりますと、ついに廃人同様となるのであります。労働者は、機械を使用すれば病状が悪化することを知りながら、職場をかえられると賃金が下がる、認定患者が出てもあとの補充をしてくれないと訴えているのであります。病状を隠して働いている労働者もいるのであります。

この白ろう病をつくり出しておる原因は、山林労働者の出来高払い賃金という雇用のあり方、労働環境、低賃金など、労働者を虫けらのとく扱い、人命を軽視して生産にかり立てている林野行政にあるといわなければなりません。(拍手)

以上、最近における労働災害、新しい職業病などについて申し述べましたが、これは、新しい技術や資材、機械装置が、労働者の健康や安全にどのような影響をもたらすかを検討することなく採用されているからであります。労働災害が、その原因を個人の不注意などに帰せられるものではなく、労働条件、賃金、職場環境、生活環境、そして職場の安全、衛生、保安施設などに基因するものであり、国民総生産資本主義世界第二位という数字の背景には、人間が物よりも、労働者の生命

と健康が商品生産よりも、軽視され、そのためには生ずるおびただしい犠牲者のあることを知らないべきではありません。

それらを無視して労働者に合理化を押しつけ、生産第一主義の経済政策を強行してきた政府、企業に、強く反省を求めるものであります。(拍手) 総理は、一体、このような労働災害発生の傾向、新しい職業病の続出などについてどのような認識と見解を持っておられるのか、所信を明らかにしていただきたいと思うのであります。

また、郵政、農林、労働の各大臣に、労働災害防止についての今後の具体的な対策を承りたいと思います。

次に、労災法の内容についてお尋ねいたします。今回提案されましたこの改正案は、通勤途上災害を業務上災害とみなさず、単に保険給付のみを行なうという内容のものであります。しながら、被災労働者に一部負担をさせるだけではなく、労働基準法第十九条の解雇制限も受けられないであります。通勤途上災害を受けた労働者になぜ解雇制限を適用することができないのか、理解ができないであります。わが党が長年主張し続けてきた、通勤は事実上事業者の指揮のもとにあり、当然業務上災害とみなすべきであるという認識と著しく異なるものであり、労働者の期待を裏切るものであるといわなければなりません。

通勤途上災害を業務上災害とみなすことは、すでに国際的常識であります。ILO第四十七回総会における百二十一号条約に関する報告書による会における百二十一号条約に関する報告書によると、西ドイツ、フランス、オーストリア、ニーダーザクセン、等五十カ国が、業務上災害とみなしていります。なぜ、わが国において業務上災害とみなすことができないのか。かりに労使の意見の対立があつたとしても、政府はもつと権威をもつてやるべきではないのか、労働大臣の率直な意見を聞かせていただきたいと存じます。

(拍手)

第二に、リハビリテーションの問題であります。

労働者が、労働災害により通常の業務につくことができない重度の身体障害となつた場合、その

労働者が働きたいという意欲がある限り、社会復帰のための必要な施設を利用できるようにするこ

とは当然であり、國の責任でもあります。しかし、現状はまことにお粗末の限りであります。労

災による重度の身体障害者が社会復帰を願つて懸命に努力をとおる、そのほとんどの人々が放置されただままでいるといつても過言ではありません。

されど、わが党が長年主張し続けてきた、通勤は事実上事業者の指揮のもとにあり、当然業務上災害とみなすべきであるという認識と著しく異なるものであり、労働者の期待を裏切るものであるといわなければなりません。

通勤途上災害を業務上災害とみなすことは、すでに国際的常識であります。ILO第四十七回総会における百二十一号条約に関する報告書による

いと存じます。

第三は、補償の範囲についてであります。

労働によって身体に障害を受けた労働者が、その障害に対して十分な補償を受けるのは当然であります。労災で負傷したことが職業上のハンドィキャップとなり、あるいは雇用の不安定化をもたらしておるこの現状は、何としても改善されなければなりません。

労働災害は、単に災害補償の給付をするだけではなく、リハビリテーションの整備、充実をはかるとともに、職業復帰をする労働者の雇用の安定、労働条件の向上まで含めた労災補償制度とすることがぜひとも必要であると思いませんが、労働大臣の見解を承りたいのであります。

第四は、労災補償制度の認定の問題についてであります。

冒頭に申し述べましたように、労働災害はきわめて多様化しているのであります。そして、現在の労働災害の特徴は、内部疾患、神経障害、化学薬品による新たな疾患が増加をしておるのであります。しかし、現在の労災法は外傷を基本に組立てられているために、業務上災害であるにもかかわらず、内部疾患、神経障害の場合、業務上であるかどうかの認定がたいへん問題となつてゐるであります。そのために、新しい職業病として認定を受けられるまでに相当の期間を要し、その間被災者は、不安と生活難に苦しみ悩みながら生

きているのであります。しかも現状は、業務起因性や業務遂行性から見ても業務上でないと断定できない根拠もないのに、認定からはずされる場合が多いのであります。

国際的に見ても、イギリス、フランス、西ドイツ等、多くの国々では、業務上災害として救済を反証のない限り、すべて業務上災害として救済をしているのであります。疑わしきは適用せずといふのではなく、労災法の立法の趣旨からいつても、積極的に救済するという態度こそ必要であると思ひます。(拍手)

第五は、労働災害補償額の問題であります。労働災害による補償額はあまりにも低額に過ぎることは、いまさら申し上げるまでもなく、たびたび指摘されているところであります。特に、最近の公表における補償額や、労災が民法で争われた場合の補償額、さらに、現実に労働組合が協約で取りきめている補償額は、すでに一千万円をはるかにこしているのであります。それに比較して労災補償額はあまりにも低く、一家の大黒柱を失った本人や遺族の最低生活すら保障するものではありません。たとえば、月給六万円、日給二千円の労働者が労災で死亡した場合、遺族に対する一時金はわずかに千日分であり、その額は二百万円にすぎないのであります。他の災害補償と違い、労災法が無過失賠償責任制をとっているという理由

だけでは済まされない問題であります。労災法による補償が、他の災害補償と比較をして著しく低いこの格差を、いかなる方法で公平化する考えがあるが、承りたいのであります。(拍手)

特に今日、国際通貨がやかましく論議されるが、ILO条約に示された基準は、到底すべき目標ではなく、乗り越えるための最低の一つの基準にすぎません。我が国の現行労災法は、国際的水準から見てもきわめて立ちおくれた低いものであ

る国々、すなわち、イタリア、フランス、西ドイツ等と労働災害による遺族年金を、ILO百二十号条約の基準である妻と子供一人、三人家族の場合を比較してみると、日本の五〇%に対し、フランス六〇%、西ドイツ八〇%、イタリアは九〇%となっているのであります。さらに、その給付の最高限を見ますと、日本の六〇%に対し、フランス八五%、西ドイツ八〇%、イタリアは一〇〇%となっており、ILOの基準をはかるにこしらかにこしておられます。

政府は、ILO百二十号条約の基準だけを取り上げて、わが国もようやく国際水準に達したと、おくめんもなく宣伝をしておりますが、それがいかにまやかしものであるかは、この数字が明確にしております。しかも、日本の場合は、約四ヶ月分にも相当する期末手当などは、給付の基礎額に算定されていないのであって、外国の場合とはたいへん異なるのであります。しかるに、給付する場合は算入しないにもかかわらず、健康保険法の改正案に見られるように、総報酬制と称して、取るほうは期末手当からも保険料を徴収するというこの政府のやり方は、まさに盗人だけだけ

の見解を承りたいと思います。

最後に、總理にお尋ねをいたします。以上、幾つかの問題点を指摘してまいりましたが、ILO条約に示された基準は、到底すべき目標ではなく、乗り越えるための最低の一つの基準にすぎません。我が国の現行労災法は、国際的水準から見てもきわめて立ちおくれた低いものであ

り、そのワク組々、補償の範囲、認定の問題、補償額など、社会、経済の変動に対応し得ず、はなはだしく現状にそぐわないものとなつてるのであります。したがつて、わが党は、この際全面的な法の改正を要求するものであります。が、経済大國をもつて任ずる總理に、現行労災法の抜本的改革をはかる決意があるかどうか承つて、私の質問を終わります。(拍手)

【内閣總理大臣田中角栄君登壇】

○内閣總理大臣田中角栄君 第一は、重大災害、新しい職業病等についての御質問にお答えをいたします。

政府としましては、これまで労働災害の防止につとめてきたところでございますが、最近の技術革新の進展に伴い、新しい災害や職業病の発生も見られ、労働安全衛生対策は、福祉優先の理念から最も重要な問題であると考えておるのであります。したがいまして、今後とも最重点的施策の一つとして、働く人に安全で快適な職場を確保するための施策を積極的に進めていく所存でござります。

官 報 (号 外)

第二問は、現行の労災保険制度は全面的な改正を行なうべきではないかとの趣旨の御発言でござりますが、労災保険制度は、制度発足以来数次の法律改正を行なつて、給付及び制度の改善につとめてきたところでございますが、今後とも、経済、社会の伸展に即応して、その改善につとめてまいりたいと考えております。

第一問は、現行の労災保険制度は全面的な改正を行なうべきではないかとの趣旨の御発言でござ

部機構を動員いたしまして、大いに監督、指導を厳重にいたす所存であります。

次に、リハビリテーションの拡大の問題についてお答えいたします。

〔国務大臣久野忠治君登壇〕

いますが、労災保険制度は、制度発足以来数次の法律改正を行なつて、給付及び制度の改善につとめてきたところでございますが、今後とも、経済、社会の伸展に即応して、その改善につとめてまいりたいと考えております。
以上。（拍手）

次に、本問題の通勤灾害の問題であります。今までの問題はこの問題であります。が、通勤灾害の問題であります。これは、御承知のように政府がつくております通勤途上災害調査会、この構成員の公労使三者完全一致の結論であります。が、それは通勤灾害は、やはり使用者の管理下でな

労災保険は、なおつたあともアフターケアの実施、また社会復帰資金の融資、これらの施策を講じておりますが、これでもなおまだ、いまの村山議員の御指摘では、もう一そらやれという御意見でありますので、十分これらの点を熱意をもって対処いたします。

を実施している電電公社といたしましては、事故を防止、安全対策等につきましては、常に慎重な配慮をいたしていると考えますが、御指摘のようない事故がありましたことはまことに遺憾に存じますので、今後第五次五カ年計画を実施していくにあたりまして、かかる事故が再発しないよう、公

〔西条力太郎著「大正元年水害」〕
○國務大臣（加藤常太郎君） 村山議員のお尋ねで
務災害にみなすこととは困難であります。しかし、

職業性労病の業者階級の意見問題は、ついててありますが、これは申し上げるいろいろおこられ

おもに、私いたしましては、御趣旨に沿つて指

人間尊重の立場から、従来からも、災害防止対策について重点課題として取り上げてあります。 勧告省におきましては、この調査会の結論をまつて、いに保護を与える、こういうような見地から、労働者

す。この因果関係について補償を行なうこととなつております。職業性疾病のうち認定困難な事

○國務大臣（櫻内義雄君）　国有林野事業に従事する労働者の白ろう病について御指摘がありまし

て職業病の発生防止、これに対しましては積極的に推進して、そして万全の対策を立てていく所存であります。

回この国会に改正案を提案いたしたのであります。いろいろな御意見がありましようが、いままでないことを政府はやつたのでありますから、

医員の委嘱等の措置を講じ、労働者の保護に万全の策を講ずる次第であります。

チーンソー等の振動機械の使用者について、白ろう病を消滅するといふ基本姿勢によりまして、振動機械の操作時間の規制、基本動作の普及

次は、白ろう病並びに建設業の下請業その他通信関係の問題でござりますが、関係大臣からお答えがあると存りますけれども、これもやはり労働省の管轄でありますので、白ろう病並びに郵政関係の問題も、関係大臣と連絡をとつて対処いたしました。

次に、被災労働者の社会復帰の施設についてお答えいたします。

労災リハビリテーション作業所等を設けるほか、身本草書者議長川東交行議長川東行によつた

○議長(中村梅吉君) これにて質疑は終了いたしました。
まへよ。

また、建設業の下請の問題は、いろいろこれは問題があります。やはり災害の防止、労働条件の改善、そして労働基準のこの問題を遵守さず、これが何といって必要でありますので、今後、下等、いろいろな各種施策を講じておりますが、これでもなお私は十分と思っておりません。今後これらの方策に対しましても、いろいろ前向きで対処いたしますことを申し上げます。

災害保険の全般について再検討をお願いいたしております。この結果をまつて、労働省としてはこの問題の改正に取り組む所存であります。

○議長(中村梅吉君) 本日は、これにて散会いた
します。

昭和四十八年四月三日 衆議院会議録第二十一号 労働者災害補償保険法の一部を改正する法律案の趣旨説明に対する村山富市君の質疑

午後四時十二分散会

昭和四十八年度特別会計暫定予算

昭和四十八年度政府関係機関暫定予算

出席國務大臣

内閣總理大臣 田中 角榮君

辞任

辞任

補欠

吉永 治市君

補欠

宇野 宗佑君

内閣總理大臣 田中 角榮君

相続税法の一部を改正する法律

有価証券取引税法の一部を改正する法律

辞任

多田 光雄君

諫山 博君

中山 正暉君

内閣總理大臣 田中 角榮君

金の積立金の長期運用に対する特別措置に関する法律

國稅率法等の一部を改正する法律

辞任

荒木萬壽夫君

諫山 博君

内閣總理大臣 田中 角榮君

農金運用部資金並びに簡易生命保険及び郵便年金の積立金の長期運用に対する特別措置に関する法律

内閣總理大臣 田中 角榮君

辞任

宇野 宗佑君

宇野 宗佑君

内閣總理大臣 田中 角榮君

内閣總理大臣 田中 角榮君

内閣總理大臣 田中 角榮君

辞任

多田 光雄君

諫山 博君

内閣總理大臣 田中 角榮君

内閣總理大臣 田中 角榮君

内閣總理大臣 田中 角榮君

辞任

多田 光雄君

諫山 博君

内閣總理大臣 田中 角榮君

内閣總理大臣 田中 角榮君

内閣總理大臣 田中 角榮君

辞任

多田 光雄君

諫山 博君

内閣總理大臣 田中 角榮君

内閣總理大臣 田中 角榮君

内閣總理大臣 田中 角榮君

辞任

多田 光雄君

諫山 博君

内閣總理大臣 田中 角榮君

内閣總理大臣 田中 角榮君

内閣總理大臣 田中 角榮君

辞任

多田 光雄君

諫山 博君

内閣總理大臣 田中 角榮君

内閣總理大臣 田中 角榮君

内閣總理大臣 田中 角榮君

辞任

多田 光雄君

諫山 博君

内閣總理大臣 田中 角榮君

内閣總理大臣 田中 角榮君

内閣總理大臣 田中 角榮君

辞任

多田 光雄君

諫山 博君

○朗読を省略した議長の報告
(報告書及び文書受領)

一、去る三月三十日、内閣から次の報告書及び文書を受領した。

農業基本法第六条第一項の規定に基づく昭和四十七年度農業の動向に関する年次報告

農業基本法第七条の規定に基づく昭和四十八年度において講じようとする農業施策についての文書

(通知書受領)
一、去る三月三十一日、参議院議長から、国会において議決した次の予算を内閣に送付した旨の通知書を受領した。

昭和四十八年度一般会計暫定予算

| | | | | | |
|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 大蔵委員 | 地崎宇三郎君 | 吉永 治市君 | 文教委員 | 辯任 | 補欠 |
| 外務委員 | 中島 武敏君 | 木下 元二君 | 中山 正暉君 | 宇野 宗佑君 | 中山 正暉君 |
| 不破 哲三君 | 東中 光雄君 | 諫山 博君 | 辯任 | 諫山 博君 | 宇野 宗佑君 |
| 保岡 興治君 | 荒木萬壽夫君 | 多田 光雄君 | 辯任 | 諫山 博君 | 中山 正暉君 |
| 諫山 博君 | 荒木萬壽夫君 | 多田 光雄君 | 辯任 | 諫山 博君 | 吉永 治市君 |
| 保岡 興治君 | 保岡 興治君 | 多田 光雄君 | 辯任 | 諫山 博君 | 辯任 |
| 辯任 | 辯任 | 辯任 | 辯任 | 辯任 | 辯任 |
| 松本 善明君 | 柴田 瞳夫君 | 渡部 一郎君 | 近江巳記夫君 | 近江巳記夫君 | 近江巳記夫君 |
| 柴田 瞳夫君 | 松本 善明君 | 近江巳記夫君 | 渡部 一郎君 | 近江巳記夫君 | 辯任 |
| 渡部 一郎君 | 渡部 一郎君 | 近江巳記夫君 | 近江巳記夫君 | 辯任 | 辯任 |
| 宇野 宗佑君 | 宇野 宗佑君 | 宇野 宗佑君 | 辯任 | 辯任 | 辯任 |
| 大西 正男君 | 大西 正男君 | 大西 正男君 | 辯任 | 辯任 | 辯任 |
| 塩谷 一夫君 | 塩谷 一夫君 | 塩谷 一夫君 | 辯任 | 辯任 | 辯任 |
| 地崎宇三郎君 | 地崎宇三郎君 | 地崎宇三郎君 | 辯任 | 辯任 | 辯任 |
| 中川 一郎君 | 中川 一郎君 | 中川 一郎君 | 辯任 | 辯任 | 辯任 |
| 伏木 和雄君 | 伏木 和雄君 | 伏木 和雄君 | 辯任 | 辯任 | 辯任 |
| 小渕 恵三君 | 小渕 恵三君 | 小渕 恵三君 | 辯任 | 辯任 | 辯任 |
| 笠岡 喬君 | 笠岡 喬君 | 笠岡 喬君 | 辯任 | 辯任 | 辯任 |
| 西岡 武夫君 | 西岡 武夫君 | 西岡 武夫君 | 辯任 | 辯任 | 辯任 |
| 渡海元三郎君 | 渡海元三郎君 | 渡海元三郎君 | 辯任 | 辯任 | 辯任 |
| 塩谷 一夫君 | 塩谷 一夫君 | 塩谷 一夫君 | 辯任 | 辯任 | 辯任 |
| 地崎宇三郎君 | 地崎宇三郎君 | 地崎宇三郎君 | 辯任 | 辯任 | 辯任 |
| 中川 一郎君 | 中川 一郎君 | 中川 一郎君 | 辯任 | 辯任 | 辯任 |
| 田中 昭二君 | 田中 昭二君 | 田中 昭二君 | 辯任 | 辯任 | 辯任 |
| 安宅 常彦君 | 安宅 常彦君 | 安宅 常彦君 | 辯任 | 辯任 | 辯任 |
| 津金 佑近君 | 津金 佑近君 | 津金 佑近君 | 辯任 | 辯任 | 辯任 |
| 中島 武敏君 | 中島 武敏君 | 中島 武敏君 | 辯任 | 辯任 | 辯任 |
| 田代 文久君 | 田代 文久君 | 田代 文久君 | 辯任 | 辯任 | 辯任 |
| 林 百郎君 | 林 百郎君 | 林 百郎君 | 辯任 | 辯任 | 辯任 |
| 不破 哲三君 | 不破 哲三君 | 不破 哲三君 | 辯任 | 辯任 | 辯任 |
| 矢野 純也君 | 矢野 純也君 | 矢野 純也君 | 辯任 | 辯任 | 辯任 |
| 坂井 弘一君 | 坂井 弘一君 | 坂井 弘一君 | 辯任 | 辯任 | 辯任 |
| 小宮 武喜君 | 小宮 武喜君 | 小宮 武喜君 | 辯任 | 辯任 | 辯任 |
| 安里積千代君 | 安里積千代君 | 安里積千代君 | 辯任 | 辯任 | 辯任 |

昭和四十八年四月三日

社会労働委員長 田川 誠一

衆議院議長 中村 梅吉殿

〔別紙〕

駐留軍関係離職者等臨時措置法の一部を改

正する法律案に対する附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の事項につい

て努力すること。

一 ドルの切下げ、円の変動相場制移行に伴う米

軍関係労務予算の不足及び基地の整理統合等を

理由とする人員整理が予想されるので、駐留軍

関係離職者等臨時措置法施行令第十条に基づく

特別給付金の増額及び支給区分の区分の拡大を

考慮するとともに、労働者の雇用及び労働条件

の確保に万全を図ること。

二 沖縄における旧第四種労働者をめぐる諸問題

の改善を検討すること。

三 就職困難な中高年齢者が多い実情にあるの

で、再就職促進のため既設の援護措置の一層の

充実と、制度の効果的な運用を図ること。

四 人員整理発出については、九十日以上の予告

期間の確保に最善を尽すこと。

衆議院会議録第十九号中正誤

正

ペジ 段行 誤

四六一 三六 未尾

四六二 一三 角度なし

四六六 四未四 中教審

四九〇 三二七 対し、

一三六 へ賛成
への賛成

なうとともに、今後における駐留軍関係離職者の発生状況にかんがみ、駐留軍関係離職者等臨時措置法の有効期間を延長しようとするもので、その要旨は、次のとおりである。

- 雇用促進事業団の援護業務の一つとして、公共職業安定所の紹介により広範囲の地域にわたる求職活動を行なう駐留軍関係離職者に對して広域求職活動費を支給することを加えるものとすること。

二 議案の可決理由

今後における駐留軍関係離職者の発生状況にかんがみ、雇用促進事業団の援護業務を拡充することともに、駐留軍関係離職者等臨時措置法の有効期間を延長することは、時宜に適するものと認め、本案は、原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。

なお、別紙のとおり附帯決議を附することに決した。

三 本案施行に要する経費

昭和四十八年度一般会計予算の總理府所管において十四億二千二百五十五万一千円、労働省所管において十三億七百九万八千円がそれぞれ計上されている。

右報告する。